

嘱託職員雇用等管理規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下、「この法人」という。）に勤務する嘱託職員の雇用等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則およびこれに付属する諸規程等に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(任用)

- 第2条 会長は、雇用期間を1年を超えない期間で嘱託職員を雇用することができるものとする。ただし、会長がさらに雇用の必要があると認めるときは、これを更新することができる。

(職務)

- 第3条 嘱託職員とは、職員の業務を補佐し、一定の業務を一定期間継続して行う者をいう。

(事務局長への任用)

- 第4条 前条にかかわらず、嘱託職員を事務局長に充てることができる。

(賃金)

- 第5条 嘱託職員に支給する賃金は、次のとおりとする。

- (1) 基本賃金 所定の労働に対する月給制とし、その額は雇用契約書に記載する。
 - (2) 付加賃金 時間外勤務割増賃金及び休日勤務割増賃金
 - (3) 賞与
 - (4) 手当 通勤手当相当分の賃金
- 2 退職手当は支給しない。

(勤務時間等)

- 第6条 嘱託職員の勤務時間については、午前9時00分から午後6時00分までとする。ただし、その間に60分の休憩時間を置くこととし、その時限は業務の実情に応じて、会長が定める。

(職務の遂行)

第7条 嘱託職員は、この法人のこの規程及び諸規程を遵守し、上司の指示に従い誠実にその職務を遂行しなければならない。

(職務に専念する義務)

第8条 嘱託職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを、職務遂行のために用い、職務に精励しなければならない。

(休日)

第9条 所定休日は次のとおりとする。

- ① 土曜日
- ② 日曜日
- ③ 国民の祝日（日曜日と重なった時は翌日）
- ④ 年末年始 12月と1月の間で5日間（ただし、土曜日、日曜日、祝日を含むものとする）
- ⑤ 夏季休暇 7月から9月の間で3日間
- ⑥ 前各号の休日が重複した場合は、さらに休日を与えない。但し、③項についてはこの限りでない。

2 所定休日のうち労働基準法第35条により4週のうち4日を法定休日とするものとし、その起算日は新年度の最初の日曜日が含まれる週とする。

(禁止行為)

第10条 嘱託職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この法人の名誉や品位を傷つけ又は利益を害すること。
- (2) 業務上知り得た機密を他に漏らすこと。その職を退いた後もまた同様とする。
- (3) この法人の秩序又は職場の規律をみだすこと。
- (4) 会長の承認を得ないで営利を目的とする他の業務に従事すること。
- (5) この法人の許可を得ないで、職務以外の目的で、この法人の設備、機械器具その他の物品を使用すること。
- (6) 職務に関し他から金品の贈与等の利益を受けること。
- (7) その他不正と認められる行為。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成24年11月20日より施行する。
- 2 平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日）については、第1条の「公益社団法人全国子ども会連合会」を「社団法人全国子ども会連合会」と読み替える。
- 3 第6条の規定は平成27年5月13日の理事会で改正し、平成27年5月13日より施行する。